

業務仕様書

1 業務名

ビッグデータを活用したとべもり+ (プラス)に係る情報分析業務

2 業務目的

とべ動物園・総合運動公園・えひめこどもの城・えひめ森林公園からなる「とべもり+ (プラス)」エリアは、令和3年3月のとべもりジップラインオープンにより、利用者の増加と各施設間の周遊性の向上を目指しており、令和5年度からは新たにえひめ森林公園と連携することで新しい楽しみ方を提案し、更なる施設間の周遊活性化に努めることとしている。

しかしながら、現状、各施設の誘客促進や周遊促進を目的とした事業を多数実施しているが、来園者の行動情報、周遊状況等が明確ではなく、数字的な根拠を基にした目標設定及び事業検証が不十分である。

このため、とべもり+ (プラス)に関心のある層を抽出し、行動情報や趣味・嗜好等の価値観情報を知ることにより、より効果的な事業の企画提案に繋げ、とべもり+ (プラス)の周遊の活性化、誘客促進を図ることとする。

【参考:本事業の KPI】

本業務を含むとべもり+ (プラス)エリア交流拡大推進事業について、「とべもり+ (プラス)2施設以上の周遊者数」を KPI として設定しており、本事業を通して、現状値の把握及び令和7年度までの目標値の設定を予定している。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月 31 日まで

4 委託料上限額

2,998,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

5 業務内容

「2 業務目的」に記載するKPI達成に向け、次の業務の企画提案を行うこと。

(1)ビッグデータを活用した来園者分析

①実施業務

とべもり+ (プラス)各施設の利用者の実態について、ビッグデータを活用して分析・報告すること。

②委託内容

受託者は、ビッグデータを用いて、施設利用者に関する下記の項目について詳細に分析し、レポートを作成すること。なお、具体的な項目については、県と協議・調整の上、決定するものとする。

(ア)属性(例:性別、年代、居住地等)

(イ)行動パターン(例:各施設の周遊状況、滞在時間、移動パターン、リピート状況等)

③注意事項

(ア)活用するビッグデータについては、上記項目の分析が可能な要件(量・形式・種類等)を満たした

データを受託者が用意することとし、具体的なデータの出典元・粒度等の概要を提案すること。
(イ) 上半期分・下半期分の2回に分けてレポートを作成・提出すること。なお、具体的な期間設定は、
受託者が事業目的の達成のために最適と考える期間を提案すること。

(2) 事業効果検証アンケート

① 実施業務

施設利用者に対して、とべもり+ (プラス)、周辺観光、プロモーションのほか、県が実施する関連事業等に関するアンケート調査を実施し、回答結果を集計・分析すること

② 委託内容

(ア) 受託者は、上記の調査内容についてアンケート調査を実施し、結果を集計・分析したレポートを作成すること。なお、項目の詳細は、受託後に県と協議のうえ決定すること。

(イ) アンケートの具体的な実施方法(形式、対象者数、時期、頻度等)は、受託者が事業目的の達成のために最適と考える方法を提案すること。

(ウ) アンケート実施にあたって、回答促進に有効なキャンペーン施策があれば、委託料上限の範囲内で提案を行うこと。

(3) 留意事項

① 利用者理解を起点とした施策発案につながるものとなるよう、調査・分析結果を踏まえて、下記の内容について上記(1)及び(2)のレポートに含むこと。

(ア) 課題の整理

(イ) 今後の施策の方向性

② 当委託業務の成果については、別途実施している「とべもり+ (プラス) 魅力発信及び戦略的広報業務」及び「とべもり+ (プラス) 周遊アプリ改修・運用業務」での WEB 広告等に活用するため、必要に応じ、当該業務の受注者と協議等を行うものとする。

③ デジタルプロモーション実施に当たっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を順守すること。

(4) その他、独自提案により実施する取組

本業務の目的を達成する上で効果が見込まれる事項について、独自に提案する場合は、提案後に県と協議の上で具体化の上、実施すること。

6 成果品

提出物	提出物規格・提出部数等	提出時期(想定)
来訪者実態分析レポート	A4 判 1 部及び電子データ	1回目:令和6年9月 13 日 2回目:令和7月2月 28 日 ※受託後、改めて協議を行う。
事業効果検証アンケート結果レポート	A4 判 1 部及び電子データ	アンケート実施後、30 日以内

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

(ア) 本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

(イ) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(ウ) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は県に協議することとする。

11 その他

業務の実施にあたっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。